



電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（1世帯あたり3万円）のご案内

受給には手続きが必要です！

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から9月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

※ 令和3年度や令和4年度に実施した「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）」や「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）」とは異なります。

- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。（一部例外があります。）

給付金の支給額

1世帯あたり 3万円

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受理した日から3~4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月~9月の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

町福祉課から **支給要件確認書** が届きます。

(令和5年9月29日(金)までに返送が必要です。)

※ 次の世帯等は受給できません。（他にも受給できない世帯があります。）

- ・ 住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯
- ・ 租税条約による住民税の免除を届け出ている世帯
- ・ 令和5年1月2日以降に海外から日本に入国した方のみの世帯

※ 世帯の中に、他市町村から転入した方がいる世帯等では、申請が必要です。

詳しくは
裏面へ

申請が必要です！



〈申請期間〉 令和5年6月26日(月) ~ 9月29日(金)

〈申請書配布場所〉 町福祉課・ホームページからダウンロード

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税が非課税の世帯

① 世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象と思われる世帯には、確認事項などが書かれた「支給要件確認書」が届きます。（令和5年6月30日（金）より順次発送しています。）
- 内容を確認して、町福祉課に返信してください。
【確認事項】
 - ① 記載された振込口座番号に誤りがないか
 - ② 住民税が課税されている方の扶養親族等のみの世帯ではないこと



② 世帯の中に、令和5年1月2日以降に他市町村から転入した方や、町において令和5年度住民税の課税状況が把握できない方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町福祉課にご提出ください。（郵送による提出も可能です。）



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯（家計急変世帯）

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から9月までの任意の1月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、町福祉課にお問い合わせください。）
（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安は次のとおり。単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合：137万8,000円以下など

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町福祉課にご提出ください。（郵送による提出も可能です。）



! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、大洗町や水戸警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

大洗町役場 福祉課 社会福祉係（役場 1階 5番窓口）
価格高騰重点支援給付金（3万円給付金）担当



029-267-5111（内線151）

受付時間（平日のみ） 8時30分～17時15分